東三河地域研究

平成29年11月16日発行

編集•発行:

公益社団法人東三河地域研究センター 住所/豊橋市駅前大通3丁目53番地 (太陽生命豊橋ビル2階)

TEL/0532-21-6647

FAX/0532-57-3780

通巻144号 2017.7.31

公益社団法人東三河地域研究センター 東三河地域問題セミナー第2回公開講座

講演1:『外国人技能実習制度の概要と地域社会との共生』

公益財団法人国際研修協力機構

能力開発部指導課 参事役 大谷 一広 氏 … 2-10

講演2:『農産物のブランド化と労働力確保の実態と課題について』

協同組合ティー・エー・エス 代表理事 河合 信彦 氏・・・・・・・11-16



公益社団法人東三河地域研究センター 東三河地域問題セミナー第2回公開講座

講演1:『外国人技能実習制度の概要と地域社会との共生』

公益財団法人国際研修協力機構 能力開発部指導課 参事役 大谷 一広 氏

講演2: 『農産物のブランド化と労働力確保の実態と課題について』 協同組合ティー・エー・エス 代表理事 河合 信彦 氏

平成29年7月31日(月)13時30分~16時30分 ホテルアークリッシュ豊橋 4階 ザ・テラスルーム

にて講演を行った。

講演1『外国人技能実習制度の概要と 地域社会との共生』

公益財団法人 国際研修協力機構 能力開発部指導課 参事役 大谷 一広 氏



1. はじめに

皆様こんにちは。国際研修協力機構の大谷です。 私は 2002 年の 10 月から 2 年半ほど名古屋駐在事務 所の所長として赴任し、実習生を受け入れている企 業に巡回指導する業務の中で、豊橋周辺の企業に出 向いた経験があります。さて、本日は「外国人技能 実習制度の概要と地域社会との共生」と題してお話 しさせていただきます。前半は技能実習制度と統計 的な話をし、後半は技能実習生と地域社会の取り組 みについて具体的な事例を交えながらご紹介させて いただきます。

2. 技能実習制度について

技能実習制度の目的は、「開発途上国等の青少年を 一定期間日本の公私の機関に受け入れ、我が国で開 発され、培われた技能・技術または知識を修得させ ることにより、開発途上国等への技能等の移転を図 り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに寄与 すること」であり、国際協力・国際貢献の一翼を担 っています。要するに途上国に若い労働者を受け入 れて、日本の企業等で技術等を学んで母国に戻り、 母国の発展寄与していただくという制度です。

この制度はいろいろと批判されているところもあ

りますが、今年の11月1日に施行される技能実習制 度に関する初めて成立した法律「外国人の技能実習 の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」、 通称「技能実習法」には、第3条の基本理念として 「技能実習は労働力の需給の調整手段として行われ てはならない」、第6条の技能実習生の責務として「技 能実習生は技能実習に専念することにより技能等の 修得をし、本国への技能等の移転に努めなければな らない」と記載されています。技能実習制度は安価 な労働力の確保のための制度、技能実習生は出稼ぎ 感覚で来ているという批判がありますが、今回の制 度改正によってそれは法律違反ということが初めて 明記され、改めて人づくりのための制度ということ が示されました。

それから、在留資格は、外国人が日本に定住する 際に一定の活動をしてもいいという入管法上認めた 資格で、たしか全部で27あると思いますが、そのう ちの一つが技能実習制度に特化した「技能実習」が あります。この「技能実習」という在留資格もいく つか分かれており、「1号」は技能・技術もしくは知 識を修得するための活動として、最長 1 年間の在留 です。そしてある一定の要件をクリアしますと「2号」 に移ることができます。「2 号」は「1 号」で学んだ 技術をさらに習熟させるための在留資格で、最長 2 年間の在留です。現行法では「1号」と「2号」を合 せて3年間が最長となります。 さらに2017年11月 に施行される新たな技能実習法では、「3 号」という のが新たにでき、これは「1号」、「2号」で培われた 技術等をさらに熟達するために、最長もう 2 年間勉 強できるもので、合せて 5 年間在留することができ ます。

受け入れ形態ですが、企業単独型と団体監理型と

いう二通りがあります。企業単独は、日本の企業が 海外に持っている現地法人や合弁会社、取引先等の 職員を直接日本の企業が受け入れて技能実習を行う ものです。もう一つの団体監理型は、商工会議所、 中小企業団体等、営利を目的としない団体が技能実 習を受け入れて、その傘下にある企業が実際に実習 を受け入れて実習を行うというものです。海外に合 弁会社、取引先がない中小企業でも、この団体を通 じて実習生を受け入れることができ、中小企業等が 持っている技術等を伝えることができます。現在、 技能実習生を受け入れている監理団体のうち、95% 以上がこの団体監理型となっています。

この制度はもともと1960年代に、企業の海外進出 に伴って企業単独型での研修生の受け入れが始まり ました。当時は「技能実習」という在留資格があり ませんので、「研修」という在留資格で研修生として 受け入れていました。そして 1990 年に団体監理型が スタートし、非営利団体を通じて中小企業の方々で も研修生を、当時は最長 1 年間だけ受け入れること ができました。その後、1991年に国際研修協力機構 が設立し、1993年に技能実習制度が始まり、当機構 は制度の周知や支援を行いました。1993年の技能実 習制度が開始した時は、1年目は労働関係法令が適用 されない「研修」として過ごし、一定の要件をクリ アしますと2年目に「特定活動」という在留資格で、 初めて労働関係法令を適用した制度が始まりました。 当時は「研修」1年と「特定活動」の技能実習1年の 合計2年間が最長でしたが、1997年に一部の職種で 「特定活動」の技能実習が 2 年に延長されて、その 後すべての職種において2年延長され、合計3年に なりました。

2009年に大きな制度改正があり、「技能実習」という在留資格が新たに設けられました。この背景には1年目の「研修」は労働関係法令(労働基準法、安全衛生法、最低賃金法等)が適用されずに悪い事例等があったため、技能実習生の保護を目的として1年目の入国当初から労働関係法令を適用させるために制度改定され、今まで続いてきています。

3. 技能実習制度の見直しについて

なぜ今年の11月に技能実習法が見直しされるのかについて、現行法は基本的に入管法に基づいて技能 実習生の受け入れを行っていますが、技能実習の内容や受け入れ機関に問題があったとしても、入管法 上、技能実習生を入国させないという間接的な規制 しかできず、受け入れ機関や技能実習の内容そのものを直接指導できるような法律がありません。ところが、一部の制度の趣旨を理解していない受け入れ機関等が出てきて、不正行為や労働関係法令違反を犯すような企業、団体が出てくるので、そうした企業を直接規制できるような法律をつくることでできたのが今回の技能実習法です。

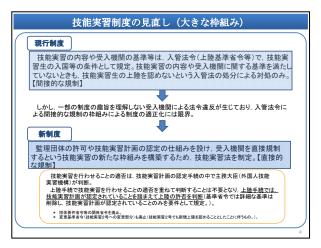


図 1 技能実習制度の見直し (大きな枠組み) (出典:厚生労働省ホームページ)

具体的には、①現行法は今まで政府間の関与・取り決めがなく、民民ベースで行われていましたが、送り出し機関等に悪質なところが出てきたということもあり、今後は技能実習を受けるに当たって、政府同士の取り決めで、きちんと契約を結んで行う政府間レベルの協定になります。ベトナムとカンボジアでは既に締結され、まだ認定送り出し機関は定まっていませんが、今後順次いろいろな国と協定を結んで、その協定の中で決められた認定送り出し機関が発表されていくことになります。

②現行法では監理団体や実習実施者(受け入れ企業)の義務責任が不明確であり、実習体制が不十分なため、監理団体を許可制に、実習実施者(受け入

れ企業)を届出制、技能実習計画を個々に認定制と しました。そしてそれぞれ場面で問題あるかを確認 して、問題があれば受入れてはいけないという形で 細かく見ていくことになります。

③現行法では、民間機関である国際研修協力機構が法的権限のないまま巡回指導を行っていましたが、法的権限がないので企業のご協力に基づいてチェックしており、細かいところまで見られないというところがありました。今後は外国人技能実習機構という新たな認可法人が設立され、こちらが監理団体に報告を求めたり、法的権限を持って実習実施者(受け入れ企業)に赴いて法的権限に基づいて確認できることになります。

④現行法では実習生の保護体制が不十分ということで、今後は外国人技能実習機構が申告窓口を整備し、直接技能実習生が新機構に訴えることができる「申告権」を持たせる形になります。また、人権侵害、パスポート保管等も今までは罰則にはなりませんでしたが、新法律によって罰則が設けられるようになりました。

⑤現行法では業所管庁の指導監督や連携体制が縦割りで、横串的な政策連絡がとれていませんでしたが、新法では地域協議会という名称で業所管庁が集まり、縦割りをなくして適正かつ拡充される形でいろいろやっていくことができるそうです。ただ、現在のところ具体的に動いている話は聞いておりません。

⑥また優良な監理団体、優良な実習実施者(受け入れ企業)であれば、「技能実習3号」で受け入れることができて、合計5年まで受け入れられます。同じく優良な監理団体と優良な実習実施者(受け入れ企業)であれば、人数枠が倍増して受け入れることができます。そのほか対象職種は今までは全国一律でなくてはいけないという形でしたが、今後は地域限定型の職種であっても認めたり、一つの職種・作業でなければ受け入れることができない形を、今後は複数の業種での受け入れも認めていこうということになっています。

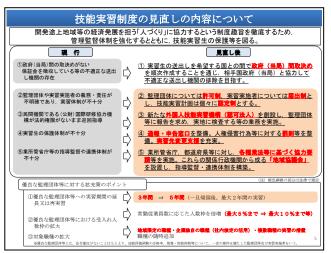


図 2 技能実習制度の見直しの内容について

(出典:厚生労働省ホームページ)

4. 技能実習制度の仕組みについて

図3をみますと、技能実習の仕組みについて、入 国時は技能実習1号のイ「企業単独型」もしくはロ 「団体監理型」となっています。ここで「団体監理 型」を中心にお話ししますと、入国直後、原則2カ 月間、あるいは要件を満たせば1カ月間、座学の講 習をします。その中身は、日本語が中心となるほか、 生活、一般知識、入管法や労働基準法の基礎的なこ と等々を教え、この間は雇用関係下になくて、企業 での実習はできません。その講習が終われば企業に て雇用関係の下、仕事をしながら0JTで技術を学ん でいただくという形になります。

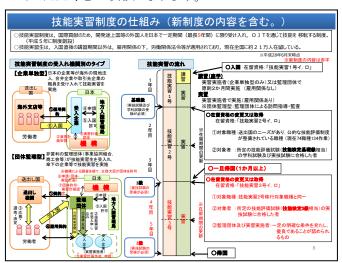


図3 技能実習制度の仕組み(新制度の内容を含む。) (出典:厚生労働省ホームページ)

続いて「2号」に移行するためには、技能検定の実 技試験と学科試験を受けて「基礎級」の合格をしな ければなりません。「2号」に移行できる対象職種は 現在 75 職種 135 作業あります。一方、「1 号」のとき は職種に縛りはありませんが、これは日本で修得す る理由があるということで入管が認めれば基本的に はどの職種でも受け入れることができます。そして、 75 職種 135 作業であれば 「2 号」 に移ることができ、 そうでない職種は「1号」のみで1年で帰っていただ く仕組みになっています。なお、2017年11月1日以 降技能実習法で3号が加わりますが、そこに移行す るには技能検定の3級という実技試験さえ受かって いれば要件を満たすことになります。さらに、監理 団体と実習実施者(受け入れ企業)にも要件があり、 団体と実習実施者(受け入れ企業)がある一定の条 件を満たして優良だと認められれば 3 号を受入れる ことができます。

5. 技能実習生数の推移

2016 年の新規入国者数を見ると、2016 年に新規入 国者は $10 \, \pi \, 6$, $131 \, \text{人で}$ 、前年比 9.4%增と、 $2013 \, \text{年}$ から見ても年々実習生の人数は増えています。最も 入国している国はベトナムで $4 \, \pi \, 3$, $779 \, \text{人になり}$ 、 対前年度比で 34.1%増加、全体の構成比も 4 割超え ています。2 番目は中国で $3 \, \pi \, 2$, $899 \, \text{人ですが}$ 、2013年からどんどん人が減少し対前年度比 $\triangle 14.2\%$ と少なくなっています。

		【新	規入国	ち数 】		単位:人			【在	留者数	1		単位:人		
					2016年			2013	2013 2014		2014	2014 2015		2018年末	
	2013年	2014年	2015年		対前年 増減率	構成比		年末	年末	年末		対前年末 増減率	構成比		
ベトナム	10,132	19,490	32,657	43,779	34.1%	41.2%	ベトナム	21,632	34,039	57,581	88,211	53.2%	38.6		
+ =	44,391	43,987	38,338	32,899	▲14.2%	31.0%	中國	107,174	100,093	89,086	80,857	▲9.2%	35.4		
フィリピン	4,828	6,997	9,918	10,743	8.3%	10.1%	フィリピン	10,077	12,721	17,740	22,674	27.8%	9.9		
インドネシア	4,144	5,888	7,290	8,051	10.4%	7.6%	インドネシア	10,064	12,222	15,307	18,725	22.3%	8.2		
91	2,443	3,210	3,658	4,127	12.8%	3.9%	91	3,947	4,923	6,084	7,279	19.6%	3.2		
カンポジア	325	1,125	2,104]			カンポジア	592	1,418	3,106	4,865	56.6%	2.1		
ミャンマー	71	659	1,769					ミャンマー	120	631	1,978	3,960	100.2%	1.7	
モンゴル	206	277	321		27.0%			0.00	モンゴル	449	516	624	774	24.0%	0.3
マレーシア	75	191	217	6,532	27.0%	6.2%	ラオス	296	293	321	394	22.7%	0.2		
ラオス	134	127	131				スリランカ	180	183	223	265	18.8%	0.1		
その他	694	582	601				その他	675	587	605	584	▲3.5%	0.3		
台計	67,443	82,533	97,004	106,131	9.4%	100.0%	由計	155,206	167,626	192,655	228,588	18.7%	100.0		

図4 技能実習生数の推移

続いて、2016年末の在留者数は22万8,588人で、現在23万人を超えていると思いますが、前年比を見ても18.7%と右肩上がりに増えています。最も多く在留しているのがベトナムで、2016年末8万8,211人と、対前年53.2%増です。2位は中国で8万857人ですが、対前年比△9.2%となっています。続いてフィリピン、インドネシア、タイ、カンボジアと続いていますが、最近カンボジア、ミャンマーが対前年比56.6%増、100.2%増とかなりの率で伸びています。

都道府県別在留数をみると、最も多いのが愛知県で、2016年末で2万4,495人と全体の1割以上となっています。続いて広島、茨城、岐阜、千葉、埼玉となっています。このように、技能実習生は身近な存在になっています。

1号から2号生への移行申請者数を見ても2014年と2015年を比べますと25%も増えています。それを都道府県別で見ると、最も多いのが愛知県で、その次は愛知県の半分くらいで広島、茨城、岐阜と続いており、圧倒的に愛知県が多いことがわかります。

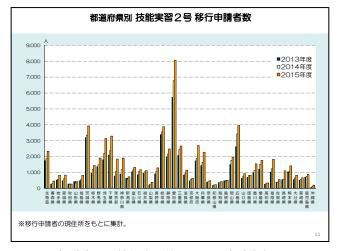


図 5 都道府県 技能実習第 2 号移行申請者数

2 号移行申請者の国籍別を見ると、2011 年度は中国が3万8,779 人と全体の75.9%を占めていましたが、2015 年度では3万482 人と全体の41.3%で、34.6ポイント下がりました。一方ベトナムです。2011 年度は5,388人で全体の10.5%でしたが、2015 年度には2万5,093 人と34%増加しており、ベトナムはもっと多くなっていくだろうと思います。

昔から中国、ベトナム、フィリピン、インドネシア、タイを送り出し主要 5 カ国と言っていますが、カンボジア、ミャンマーを見ると 1,551 人、1,076 人と前年度比を見ても 3 けた増で、おそらく 5 位のタイを抜いてカンボジア、ミャンマーあたりが主要 5 カ国の中に入ってくるだろうと思います。

技能実習 2 号の移行申請者を国籍別、職種・分野別に見ると、農業分野の中で一番多い国籍は中国で3,846人ですが、前年度比△13.2%と減る一方、2位はベトナムで2,370人と68.9%と増加しています。建設分野は圧倒的にベトナムで6,750人と増加し、2位は中国ですが、減少しています。食料品製造、繊維・衣服、機械・金属のそれぞれ1位は中国、2位はベトナムですが、中国は減少傾向、ベトナムは増加傾向にあります。また、カンボジア、ミャンマーの移行申請者数そのものは少ないですが、前年度比は4けたのパーセンテージで伸びているところもあり、ここからの受け入れが増えています。

愛知県の移行申請者数の状況について、2013 年は5,727人だったのが、2015年度には8,059人と40.7%も増えています。職種・分野別に見ますと、最も多く移行しているのが機械・金属関係、続いて建設関係、繊維・衣服関係となっています。国籍別で見ると、1位が中国、2位がベトナム、3位がフィリピンという順番です。



図6 職業分野別 技能実習2号 移動申請者数

6. 技能実習の効果について

この技能実習制度の成果について、国際研修協力機構では厚生労働省の委託事業として平成27年度に技能実習生のフォローアップ調査を行っており、回収率は12%と少ないですが、「技能実習期間を通じて役に立った」と回答した人が96.4%と、ほぼすべての人が役に立ったと回答しています(図7)。何に役に立ったのかという質問では、「修得した技能」が65.4%と最も多く技能実習制度の目的は果たされていると思っています。次に役に立った内容の質問では、「日本での生活経験が非常に役に立った」が62.4%と、異国の地である日本で生活してさまざまな経験を積むことが、帰国後の生活に大きく影響を与えているということがわかると思います。

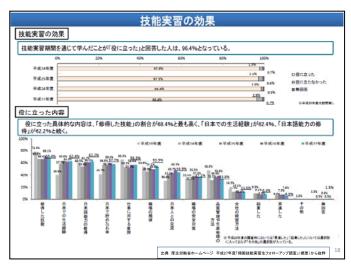


図7 技能実習の効果(出典:厚生労働省ホームページ)

皆さんが抱いている技能実習生のイメージはどのようなものでしょうか。新聞報道で、この技能実習制度は失踪が多いことがよく流れますが、失踪にはいろんな理由があり、企業による賃金不払いや暴力によって逃げたというケースもあれば、最初から逃げるつもりで入国しているケースもあります。それから、失踪した者が不法に労働しているというイメージもあるかもしれません。残念ながら、そういう実習生がいろんな事件を起こし、詐欺事件、中には殺人事件を起こしてしまったケースもありました。ただし実習生全員がそうではなく、ごく一部の人間が行っているものとご理解いただければと思います。

また、よく言われるのが、出稼ぎ感覚で来ている実習生が多いということで、確かにそういった実習生も残念ながらいることはいますが、2017年11月1日に施行される技能実習法には、技能実習生は技術等を学びにやってくるということが法律に明記されましたし、そういったことを団体、企業は説明して、技能実習生も理解して来るという形で証明(サイン)もとることになりますので、出稼ぎ感覚の実習生も今後少なくなっていくと思っています。

地域住民とのトラブルですが、例えば庭の果物や 畑の野菜を勝手にとってしまう、近くの川から魚を 勝手にとってしまう、除草のために飼っているヤギ を殺して食べてしまうなどのニュースもありました。 それからよく聞くのは、ゴミの出し方が悪い、ゴミ を窓から捨てる、夜中まで騒いでうるさいなどや、 中国の方は中華料理で油をたくさん使いますので、 台所が真っ黒で煙が上がって臭い、洗濯物が汚れる などの地域住民とのトラブルも残念ながらあります。

新聞報道や地域社会とのトラブルなどから皆さんの中に技能実習生に対する悪いイメージをお持ちになるかもしれません。ただ、技能実習生はほとんどが初めて外国で生活する方で、彼、彼女らはそれなりのカルチャーショックを受けていると思います。カルチャーショックとは、個人が自分の持っている生活様式や価値観等が、異なる文化に接触したときに、頭痛、腹痛、食欲不振、言葉数が少なくなった、酒やタバコが増えた、感情的になった、イライラする、ホームシックなど、身体的な症状が出てくるということです。その予防策の一つとして、日本人との交流やレクリエーションを実施するのが有効と言われています。

7. 地域社会との共生について

国際研修協力機構では厚生労働省の委託事業で、2015~2016 年度にわたって監理団体や実習実施者 (受け入れ企業) が地域社会との共生に取り組んでいる好事例を集める業務があり、そのうち五つほど紹介させていただきます。

(1) 生活活動を通じた地域社会への貢献及び地域住 民との良好な関係づくりの事例

この事例は、毎週、昼休みの時間を利用して15分 程度、日本人と実習生が一緒になって地域の清掃活 動を行っている事例です。もともと日本人だけが行 っていた活動ですが、技能実習生を誘うと、ぜひ参 加したいということで始まりました。この清掃活動 を続けて地域住民の方から「近所がきれいになって 助かる」、「歩きやすくなって助かる」という声をい ただいたり、住民の方から毎朝挨拶をいただいたり、 話しかけてくれるようになりました。日本人と同じ ように実習生がボランティア活動をしてくれるので、 地域住民の実習生への評判が非常に高くなり、その 結果、近隣住民が実習生を地域の祭りなどに招待し てくれるなど、良好な関係が構築された事例です。 一方、実習生もこの清掃活動をすることで、「地域が きれいになるのですごくやりがいがある」など、地 域住民とのコミュニケーションの機会ととらえ、積 極的に参加しています。

(2) 日本文化の触れ合いと地域住民との良好な関係 から親日家となる事例

これは長野県の耕種農業の企業の事例で、技能実 習生が地元の祭りに参加していますが、ただ単に参 加しているのではなく、大会の1カ月前から週に3、 4回、地域の方と集まって踊りを教えてもらい、大会 当日は地域住民に浴衣の着付けなどを教えてもらっ て参加して、これが帰国時のお土産となって非常に 喜ばれている事例です。地域住民の方々と日本文化 を一緒にふれあうことで、祭りを通じて顔なじみに なり、収穫した野菜を分けてもらったり、食事会を 開いて交流を楽しむなどの相乗効果が生まれていま す。実習生側も、こういった催し物を通じて日本を すごく身近に感じた実習生が、先の東日本大震災の ときに実習生だけで募金活動を始めたということが ありました。一方、地域住民の方々も、当初はゴミ が捨てられたら実習生が捨てたのではないか、何か 問題があれば実習生のせいではないかという言われ 方をしていましたが、祭りへの参加で技能実習生が

地域に溶け込めるようになった結果、苦情を言われることがなくなってきました。

(3) 講習期間中の各種イベントによる地域社会との 交流事例

山口県のある団体の事例ですが、入国直後、座学 の期間中に、放課後の子供教室に技能実習生も参加 させて、子供とのふれあいをさせていました。また 地域住民に技能実習生が認知されるように、自治会 長に入校式に来てもらったり、自治会に入ったり、 ロータリークラブの方から説明をしてもらうなど、 地域の人に技能実習生がいることを知ってもらえる ようにいろいろと手配し、地域との関係を強化した 事例です。その効果、実習生は勉強している日本語 がまだつたない中で小学生に通じたこと、さらに小 学生の笑顔を思い出すと、今までつらかったことも 頑張っていけるということで、自信や希望につなが ったという効果が出ています。また、その地域に認 知されるようになると、地域住民から積極的に声を かけられることが多くなり、食事にも呼んでくれる ことも増えました。

(4) 監理団体と技能実習生が地域バザールを企画運 営した事例

広島県のある団体の事例ですが、この地域は技能実習生を含めて多くの外国人が住んでいる都市で、外国人と地域住民の交流を深めるようにアジアン・ナイト・バザールを、市議会議員の方の発案で開催しようということになりました。その際、監理団体が屋台の企画から運営までやってくださいと言われ、技能実習生も総出で、どうしたらいい、ああしたらいいという形で企画をして準備をしました。その結果、お祭りは非常に大盛況で、準備した母国料理の水餃子などはあっという間に売り切れたということです。そういった実習生の活躍を見ていた教育委員会の方から、実習生と生徒が食事を通した交流会をやらせてほしいという声がありました。地域が主体的に動くことによって認知され、交流の輪が広がった一つの事例です。

(5) 日本文化体験と母国の文化紹介の事例

香川県のある団体が講習期間中に行った事例です が、うどん打ちを体験させようと、農協婦人部の協 力を得て、みんなで試食をして楽しんだということ です。対象はインドネシアの方ですが、インドネシ アは強い刺激の食べ物が多くて、うどんは口に合わ ないという人が結構いましたが、それでもうどん打 ちはなかなか楽しいイベントだったと話していまし た。それから、帰国の 1 カ月前に、地元の着物店の 協力を得て思い出づくりのために着物の着付けの体 験も行って写真を撮ったりしています。また、地元 のお祭りで、インドネシアの技能実習生がインドネ シアの合唱や民族舞踊を披露しており、2カ月前から 技能実習生の間でいろいろ検討して行っています。 こういった事例を踏まえますと、技能実習生は日本 の文化体験を通じて地元の人々との交流を楽しんだ り、日本文化にも触れることができたことで、帰国 後、後輩も早く我々も着物を着たいというように非 常に楽しみにしています。また、祭りでは毎年実行 委員の方から団体のほうに対して、技能実習生に参 加してくださいという依頼があるそうです。それだ け地域の人々が合唱や舞踊を楽しみにしていること がうかがえます。

まとめると、技能実習生が清掃活動などで地域社会に貢献しますと、地域住民として受け入れられるようになります。また祭りへの参加や着物体験等で、技能実習生が日本文化に触れると、日本を好きになって親日家になってくれます。技能実習生が地域住民とのふれあいの場を多く持つと、地域住民の技能実習生に対する不信感を取り除くことができます。それから、技能実習生が主催もしくは共同として積極的に地域イベントにかかわることによって、地域代表として実習生も参加でき、実習生が母国料理を振る舞ったり、民族舞踊を披露すると、日本人も異国の文化にも触れることができる効果が出てくると思います。

この地域社会との共生ですが、2017年11月1日に 施行される技能実習法にも絡んでくる部分がありま

す。技能実習 3 号を受け入れるためには優良な実習 実施者(受け入れ企業)と優良な監理団体でなけれ ば受け入れることができないことになっていますが、 実習実施者(受け入れ企業)は120点満点で72点以上 とらないと優良として認められません。その中の加 点項目として、地域社会との交流機会をアレンジし ていること、日本の文化を学ぶ機会をアレンジして いることはそれぞれ3点ずつ6点加点されます。一 方、監理団体は、72点以上とらないと認められませ んが、実習実施者(受け入れ企業)が取り組んでいる 地域社会との交流や日本文化を学ぶ機会を支援して いること、母国語ができるスタッフの派遣等の支援 をしていれば、各々3点ずつ加点できることになって います。配点は低いですが、確実に実施すれば確実 にとれる配点ですので、多くの監理団体、実習実施 者(受け入れ企業)でやっており、今後、地域社会と の共生というのが増えていくだろうと思っています。

8. 多文化共生について

そもそも多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成委員としてともに生きていくことと言われています。2017年11月1日から施行される技能実習法で、技能実習生3号まで延長でき、技能実習生が増える、在留者が増えることになります。そうすると外国人である技能実習生との共存が不可欠になり、外国人だから嫌と言っている場合ではなくて、ともに暮らしていこう、ともに仕事をしようという気持ちが必要になると思います。

技能実習生が、日本の文化や日本人の考え方を知ると、親日家になって国に帰り、母国と日本との国際交流の架け橋になってくれます。また、先ほどのフォローアップ調査の質問で役に立った内容の質問では、「仕事に対する意識」、「職場の規律」、「職場の安全衛生」という回答をしている実習生もおります(図7)。技能だけではなくて、日本の企業の考え方も取り入れて帰ると、そういったことを基に起業したり、所属した会社で日本の企業のやり方が広まっ

ていくことも考えられ、具体的な事例もあります。 それから、地域住民や実習実施者(受け入れ企業) の方々が実習生を知ることで、母国の料理、伝統舞 踊など、技能実習生を通じて、外国に行かなくても いろんな体験ができるというメリットもあり、異文 化や海外への興味が湧いてきます。企業にとっても、 帰国した技能実習生をあてに、海外進出をされる中 小企業の方も増えているなど、日本人と技能実習生 が双方に深く知り合うことによって Win-Win の関係 が築けていけると思っています。

実習生とのコミュニケーションも、実習生は所属も出身地も訪日目的もはっきりしているので、全然怖がる必要はなく、地域住民の方も、実習実施者(受け入れ企業)の方も積極的に実習生と接してほしいと思います。日本人が実習生に対して無用な壁を築いてしまうと、実習生は日本語がうまくできませんので、コミュニケーションがないと疑心暗鬼が生まれて、大きなトラブルになるという可能性もありますので、そういった壁を設けないようにしてほしいです。

コミュニケーションを円滑にするためには、監理 団体や実習実施者(受け入れ企業)が地域の方々に、 この制度や、実習生はどこから来て、どんな人たち なのかを説明し、地域住民や実習実施者(受け入れ 企業)の従業員の方々に温かく歓迎してほしいと思 います。ただ、国によってはタブーというのがあり、 そういうこともいろいろと覚えていただいてコミュ ニケーションをうまくとっていただきたいと思いま す。異文化理解は、自分の文化と異なる文化を理解 して受け入れることですが、日本で生活する以上、 日本の最低限のルールは守ってもらわなければなり ません。しかし、実習生が育った文化を理解して、 タブーに気を使いながらコミュニケーションをとっ ていく必要があります。例えば中国人やベトナム人 などは、人前でしかられると非常に面子をつぶされ たと嫌がる傾向がありますので、どうしてもしから ないといけないときには一人にして注意したり、宗 教の面、食事、礼拝にもよく気をつけなければいけ ないです。

9. これからの技能実習生と地域社会との関係

総括として、異なる文化を持つ技能実習生が全国 に23万人、愛知県でも2万5,000人いるということ で、非常に身近に実習生が滞在していることをまず 知ってもらいたい。それから、実習期間が 3 年間、 今後は5年間という実習実施者(受け入れ企業)も 出てくると思いますが、短い期間でともに同じ地域 の住民として仲よく暮らしていただきたい。これは 監理団体や実習実施者(受け入れ企業)の積極的な 取り組みが必要になってくると思います。昨今、多 文化協働・共創という言葉があるようです。技能実 習生が地域社会に貢献する存在となれるように、実 習生の力を活用して、多様性のある地域づくりに生 かしていく必要があり、監理団体や実習実施者(受 け入れ企業) の努力のみならず、行政機関、地域の 皆さんの協力をもってやらないといけないと思いま す。

最後に、国際研修協力機構では毎年日本語作文コンクールというのをやっており、図 8 は昨年の最優秀賞で、ベトナム人実習生が生活の中で学んだ日本の心について書いた作文です。最後の行、「私は今、夢があります。ベトナムへ帰国後、私は日本で学んだ親切の輪を祖国にも広げたいです」という気持ちになって帰国していただきました。皆さんがこういう気持ちになって帰国してもらいたいと思っており、そのためには、この技能実習制度にかかわるあらゆる方のご協力が必要だと感じています。

第23回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール 最優秀賞

親切の輪

ハーティエンズ

私はベトナムの貧しい田舎で生まれ育ちました。父は早くに亡くなり、母は病弱です。自分の家族のため、ベトナムの発展のために一大決心をして、日本に来ました。 2012年7月17日に日本へ入国しました。これが、私の価値観も変える大きな転機となりました。

日本に来た当刻は、今まで見上事のない高層ビルや、忙しく行き交う人々、満員電車を見て、日本でのこれから の生活に期待に胸がふぐらみました。むかし、言葉の壁やなかなか上達しない実質でホームシックになりました。 そんな時に、私を救ったのは日本人の温かさでした。

私は、日本語教室に通っています。そこでボランティアで日本語を教えてくださっている先生は、自分の時間を割き、日本語のみならず、日本の生活習慣について自分の子供のように教えてくださいました。ある時、ビジリ、C日本語も外国人に無料で教えているのですか」と私が関係と先生はたど微楽とんでいるだけでした。そして、「一生懸命勉強して、日本語が上手になったら、あなたのような人に日本語をボランティアで教えてください」とおっしゃいました。私は、感動してただうなす《事しかできませんでした。

ある日、駅のトイレで挟帯電話の落とし物を拾いました。誰かが困っているだろうとすぐに駅員室に届け、自分の連絡先を告げませんでした。

翌日、会社の先輩にその話をすると、「ズンさんは日本人みたいですね、どうして自分の連絡先を教えなかったのか」と言われましたが、それは私が日本で学んだ「日本の心」が自然と出たものでした。 『日本では、道で『三記』でする人、道に迷った人を助ける人、落とし物を同じる人を良く表ます。自分の利益を考

日本では、道でごき給いをする人、道に迷った人を助ける人、落とし物を届ける人を良く見ます。自分の利益を考えるのではなく他者に施す事、良い行いとする事で自分も幸せになれるという事を私は深く学びました。私の3年の実習はあっと言う間で、日本での技能実習が関もなく終わろうとしています。日本に来て、私の生き方や考え方は大きく変わりました。会社での技能実習はちちろんのこと、「為せばなる」という言葉を胸に毎日早起をとして3時間日本語を始はました。その努力が実を結び、日本語れ力試験を認めて各化ました。私が日本に来て初めて泣いた時でした。 私はいま、夢があります。ベトナムへ帰国後、私は日本で学んだ親切の輪を祖国にも広げたいです。

から、多んのうのう。 リノム ・川田政、山田田、田田でですのに続めい神と田田に ロエババン です。

生が書いたとおりの日本語で掲載

図8 第23回外国人技能実習生・研修生日本語作文コン クール 最優秀賞 **質問1** ベトナムの方が日本にやってきて、けがした り病気したりしたとき、例えば損害保険会社の保険 とか、生命保険会社の保険は何かありますか。

回答1 実習生を受け入れるときは、必ず何かしらの 保険に入っていなければいけないということになっ ておりますので、その保険の範囲で保障するという 形になります。また、私どものほうでも実習生に特 化した保険というのがあります。

質問2 先ほど愛知県で全国1位の実習生を受け入れているということですが、名古屋に勤務されていたご経験から何か特徴的なことがあれば教えてください。

回答2 やはり自動車関係で機械・金属関係が非常に 多いというのが愛知県の特徴です。統計的には農業 は低いですが、結構農業での受け入れも多くなって います。最近は東京のほうで建設関係が非常に伸び ていますが、愛知県も建設関係が伸びていると聞い ています。

質問3 医療・介護の部分の辺は研修制度で多少入ってくる予定ですか。

回答3 介護という職種は11月1日の法施行と同時に追加されることは確実です。ただ、その中身が、つい先日、パブリックコメントで内容案が通知されまして、それが締め切られました。8月の早い段階で具体的な受け入れ要件等が決まって発表されると思います。

質問4 1 号の方は知識を修得する活動で、2 号が実際業務に従事していただくということで、その方たちにお支払いする賃金は何か基準がありますか。

回答 4 技能実習という在留資格で入ってくる人たちは、1号も2号も労働関係法例が適用されるので、最低賃金法が適用されます。地域の最低賃金、あるいは産業別最低賃金がありますが、いずれもこの最低賃金以上を必ず支払わなければいけないということになっており、日本人と外国人に関わりなく全く考え方は同じです。

3.4

講演2『農産物のブランド化と労働力確保の実態と課題について』

協同組合 ティー・エー・エス 代表理事 河合 信彦 氏



1. はじめに

協同組合ティー・エー・エスの河合です。私どもの組合は、豊橋市、豊川市を範囲として耕種農業の施設を対象に事業を行っています。日本の農業の労働力についてお話しますと、農業では人手不足が益々深刻になってきており、アルバイトさえも来ないという悲鳴が出ています。有効求人倍率を見ると、全産業の平均よりも農業のほうがずっと高く、経済が発展すればするほど、人は製造業に就労しますが、農業は天候変化、時間、きつい労働、そのわりには所得が少ないと思われ労働力の確保が難しくなります。この現状を踏まえて、外国人技能実習制度と、現在愛知県で検討を進めている農業特区の内容をしっかりとらえた中で営農基盤の強化対策を考える必要があります。

2. 当組合の外国人技能実習生の受入実態

それから、図 1 は、当組合の外国人実習生の受け入れ実態で、受け入れ国は、中国、カンボジア、ベトナムの 3 カ国です。平成 20 年に組合を設立し、初めに共同の購買活動を実施し、次の平成 21 年から外国人実習生の受け入れ事業を開始しました。開始当時は実習実施者(受け入れ企業)2 社、中国から 3 名の実習生を受け入れてスタートしました。平成 25 年まで 5 年間は、中国の実習生のみを受け入れて継続して行っていましたが、平成 26 年からカンボジア、平成 27 年からベトナムと新たに受け入れ国を増やしていきました。中国では経済発展による為替の問題、実習生がひとりっ子政策の世代であるという問題もあり、私たちの研修計画がスムーズにいかず、中途帰国が出てきて、中国だけではなくてカンボジア、

ベトナムのほうにシフトした経過があります。平成28年の受け入れ人数は40名で、そのうち中国が16名、カンボジアが12名、ベトナムが12名です。送り出し機関は10社と契約をし、そのうち中国が7社、カンボジアが2社、ベトナムが1社という実態です。

技能	能実習	生の党	受入れ	推移-	2			Ä	単位:人
合計人数	0	3	21	23	28	24	31	46	40
中国		3	21	23	28	24	17	11	16
カンボジア							14	30	12
ベトナム								5	12
その他									
年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
特記事項	·組合設立 H20.9.6 協同購買 事業開始	・受入れ 研修事業 開出し機 2社 (中国)・受入業 企業2社	-送出し機関 3社 (中国)	・送出し機関 3社 (中国)	・送出し機関 5社 (中国)	・送出し機関 7社 (中国6社) (カンポジ ₇ 1社)	・送出し機関 9社 (中国6社) (カンボジァ 2社) (ベトナム 1社)	・送出し機関 10社 (中国7社) (カンボジァ 2社) (ベトナム 1社)	・送出し機関 10社 (中国7社) (カンボジァ 2社) (ベトナム 1社)

図1 当組合の技能実習生の受入れ推移

現在、当組合の組合員は31名で、そのうち22の 企業が受け入れ事業を行っています。1年目(技能実 習1号)は38名、2年目(技能実習2号の1年目) は46名、3年目(技能実習2号の2年目)は23名で、 合計 107 名という実習生を受け入れています。国別 にはカンボジアが47名でプノンペン周辺から来てい ます。中国は43名で北の遼寧省や吉林省を中心に来 ています。ベトナムは17名でハノイ周辺から来てい ます。実習生の特徴をお話ししますと、中国の実習 生は、研修計画がどんな厳しくても、それに対する 対価、所得がきちっとあれば取り組む気がします。 カンボジアは、当然研修の対価というものは求めま すが、体質的にのんびりした国のため、かなり指導 的な仕掛けをしてやらないといけない気がします。 ベトナムは、研修はまじめに取り組みますが、研修 時間を過ぎると制約を嫌がり、自由時間が欲しい気 がします。だから実習実施者(受け入れ企業)は、 そういう特徴や個人の特性を早くつかんで、研修計 画に基づいた指導をしていく必要があります。

過去3年間を見ると、中途帰国者も出ています。 中途帰国の原因は大きく三つに分けられ、一つは所 得に対する不満です。二つ目は応募をする時、又は 面接をする時に実習生としての研修内容を説明する のですが、日本に来て仕事を始めてから、仕事が合わない、仕事が嫌になると言うこともあります。三つ目は、身体の健康、心の健康面であります。行方不明、失踪についても、当組合でもありますが、これについては制度の問題と併せて後で話をします。

私たちの組合の方針は、カンボジア、中国、ベトナムの 3 カ国からの受け入れをさらに継続して強固にしていきますが、相手国の経済が発展してくると、日本への実習生の派遣は当然少なくなってくるという実態がありますので、継続的な実習生の確保のためにはインドネシア、ラオス、ミャンマーの実習生の情報収集を心がけておくことが必要と思っています。

(2). 技能実	2). 技能実習生の受入れ状況(2017.6.29現在)										
				単位:人							
	1年目	2年目	3年目	하							
22企業	38	46	23	107							
(国別)											
カンボジア	12	26	9	47							
中国	15	14	14	43							
ベトナム	11	6	0	17							

図2 当組合の技能実習生の受入れ状況

3. 愛知県農業の実力

ここで愛知県の農業の全国の位置づけをみますと、 平成27年の農業産出額の全国ベスト10が載せてありますが、第1位は北海道で、1兆1,000億円とずば抜けて大きく、2位、3位、4位が大体4,000億円の販売高、5位から8位の愛知県までが3,000億円となっています。品目別にみると、愛知県は野菜でいけば全国第6位で1,000億円を超えています。愛知県は秋冬作の産地の位置づけで10月~4月ごろまでが出荷される時期になります。それから愛知県の花卉は、全国1位で、第2位の千葉県を離して圧倒的に強く、576億円です。愛知県の花卉は製造業と同様に、昭和20年代から製造業とともに農業が全国1位を続けています。大村愛知県知事が農業と工業がともに発展している県は愛知県しかいないという話をしますが、全国8位の実態であるということから言われ ていると思っています。

(1). 愛知県農業の全国位置付け 農林水産省統計資料より抜粋																		
	農産	業出額	>	K	野	菜	果	実	花	き	肉用	牛	乳月	71年	H	冢	鴺	卵
第1位	北洋	事道	新	澙	北洋	事道	青	森	愛	知	鹿児	島	北泊	毎道	鹿り	見島	茨	ţ
2	茨	城	北淮	事道	茨	城	山	形	Ŧ	葉	北海	道	栃	木	宮	崎	千	3
3	鹿り	己島	秋	田	千	葉	和哥	饮 山	福	岡	宮	崎	熊	本	千	葉	鹿!	見.
4	Ŧ	葉	山	形	熊	本	長	野	静	岡	熊	本	群	馬	北湘	毎道	広	
5	宮	崎	茨	城	群	馬	愛	媛	埼	玉	岩	手	千	葉	群	馬	岡	
6	熊	本	宮	城	愛	知	山	梨	長	野	宮	城	岩	手	茨	城	北》	毎
7	青	森	千	葉	埼	玉	静	岡	鹿り	己島	栃	木	愛	知	岩	手	愛	þ
8	愛	知	福	島	長	野	福	島	茨	城	長	崎	茨	城	愛	知	新	1
9	栃	木	栃	木	栃	木	熊	本	北淮	黄道	沖	縄	宮	城	栃	木	兵	J
10	新	澙	岩	手	福	岡	福	岡	沖	縄	兵	庫	長	野	青	森	青	

図3 愛知県農業の全国的位置付け

それから平成 27 年の全国の農業産出額上位 10 位の市町村をみると、1 位は田原市で 820 億、10 位は豊橋市で 413 億と全国の中でも、東三河地域は全国有数の農業地域だということが明確に出ています。田原市は花のウエイトが非常に高い地域で、豊橋市は野菜のウエイトが高い地域です。愛知県の農業産出額は 3,063 億であり、この田原市と豊橋市の二つを足しますと 1,233 億で、この 2 市で愛知県全体の40%を占めており、非常に大きな農業地帯であると言えます。

(2). 全	(2). 全国農業産出額の上位10市町 (平成27年)										
順位	自治体	農業産出額	産出額 最多の部門								
1	愛知県田原市	820億円	花き								
2	茨城県鉾田市	720	野菜								
3	宮崎県都城市	719	豚								
4	新潟市	572	コメ								
(5)	北海道別海町	570	乳用牛								
6	千葉県旭市	548	野菜								
7	浜松市	510	果実								
8	熊本市	461	野菜								
9	青森県弘前市	435	果実								
10	愛知県豊橋市	413	野菜								
	* 2015年、産出額	は億円未満切捨て	'								

図4 全国農業産出額の上位10町村

次に愛知県の算出額が全国 1 位の品目をみると、キャベツ(全国シェア 19%)、しそ(同 38%) など数多くあります。キャベツの出荷時期は10月~6月ですが、しそは周年で栽培しています。当組合の生産者は大葉を主体に栽培しており、外国人技能実習

生の研修計画を立てるには、周年で農業の仕事がある事が重要であります。周年での農業の仕事がない場合でも、年間の研修計画をたてる必要があります。そのほか、田原市を中心とした菊も全国1位で34%の全国シェアがあり、特にデルフィニウムという品種は6億円くらいですが、全国シェア60%くらいと聞いています。

全国 順位	品目	産出額 (単位: t 億円)	全国 シェアー %	全国 順位	品目	産出額 (単位: t 億円)	全国 シェアー %
	キャベツ	247, 700 t	18.9	2	カーネーション	19 🖁	15.1
	しそ	3, 570 t	37.2		シクラメン(鉢)	8 #	9.2
	ふき	4, 370 t	45.3	3	れんこん	3, 410 t	7.2
	ぎんなん			チンゲンサイ	2, 910 t	7.5	
1	いちじく	2, 269 t	18.3				
	菊	235 🛱	34.0	金田	品目	産出額	・全国
	ばら	26 🛱	13.7		man-mana-manananananana	(単位: t 億円)	シェアー 🤊
	洋ラン(鉢)	63 🛱	18.9	5	トマト	38, 200 t	5.8
	観葉植物(鉢)	39	34.5	5	柿	12, 600 t	6.3
	うずら	2, 321		5	採卵鶏	6, 870 🚡	5.1
222164653123	とうがん	2, 091 t	19.9	6	はくさい	20, 400 t	2.8
2	みつば	2, 510 t	17.2	6	いちご	8, 860 t	6.1
_	ブロッコリー	14, 200 t	10.5	10	豚	333, 300 💂	3.6
	さやえんどう	1, 080 t	8.9	17	肉用牛	42, 200 m	1.7

図5 愛知県の全国ベスト3の特産物

4. ブランド産地化への取り組み

図6で、ブランド産地化への取り組みについて説明します。特に「2. 国内の食糧自給率は6年連続39%」であり、先進国の中では低い位置付けにあります。日本の人口は年々減少傾向にありますが、世界の人口は増加し、世界の食糧自給は逼迫する状況にあり、国内の食糧自給率の向上対策は取り組むべく必須の課題であると思います。また、「6. 2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催」されます。外国人が大勢来日する中での「需要拡大対策」と、特に「食の安全・安心対策」への取り組みが必要であります。

当組合の組合員はほとんど大葉を生産していますが、愛知県では図7の通り、専門組合域・JA 域を超えて連携してブランド産地づくりを、20 年前からスタートをしており、それが愛知県つまもの振興協議会であります。東三河地域の総合農協と専門農協の6農協が一体になってつまもの野菜に関する生産技術、販売方法、需要拡大、食の安全安心対策、担い手の育成等を行い、地域全体で、つまもの野菜全国 No1の産地としての維持・拡大を図る対策に取り組んで

来ました。現在、愛知県つまもの振興協議会は全国 一のつまもの産地と自負をしています。

3. ブランド産地化への取り組み (大葉)

(1). 農業を取り巻く背景

- 1. 少子高齢化、農業後継者不足から、農業の食料供給産地基盤は弱体化
- 2. 国内の食料需給率は 6年連続39% 農業基盤の強化対策が必須
- 3. 食のグローバル化に伴い、食品の安全・安心に対する対策は強化
- 4. 和食・日本人の伝統的な食文化が、2013年12月ユネスコ無形文化遺産 に登録、バランスの良い日本食は海外から評価
- 5. 国の支援により、農林水産物・食品の輸出拡大をオールジャパンで実施
- 6. 2020年東京オリンピック開催に向けた需要拡大対策
- 7. 国内の人口は減少、世界の人口は増加、地球温暖化等により農業生産 リスクは拡大、世界の食料需給は逼迫
- 8. 農協法改正による農政・農協改革の実施

図6 農業を取り巻く背景

①. 組織の概要 (平成29年7月10日現在)										
組合名	農家數 (戸)	青年部 部員數	主 な 地 城	28年度販売額 (億円)	主な作物					
豊橋温室園芸農業 協同組合	247	28	豊橋市 豊川市	81. 9	しそ、食用ぎく、花穂、きく葉 ハープ類、エディブルフラワーなど					
東三河温室園芸農 業協同組合	87	18	豊川市	38. 9	しそ、食用ぎく、花穂、ハーブ					
三河温室園芸組合	45	7	蒲郡市	10. 6	食用ぎく、マイクロトマト、花木 食用ほおずき、菜花など					
JAひまわり	19	6	豊川市	12. 8	しそ					
JA豊橋	7	3	豊橋市	4. 4	しそ					
JA愛知みなみ	9	5	田原市	9. 4	しそ					
合計	414	67		158.0						

図7 愛知県つまもの振興協議会の概要

5. なぜ労働力の確保が必要か?

労働力の確保がなぜ必要かということをお話しさせていただきます。全国の年齢別の基幹的農業従事者数(農業就業人口のうち1年間農業に従事した者)をみると、1995年は256万人でしたが、2015年で175万4,000人と、おおむね80万人減っています。問題なのは、若い人・後継者が増えればいいのですが、平均年齢が1995年には59.6歳、2015年には67歳と毎年高齢化が進んでいます。兼業農家が減少し、企業的な経営農家の比率が高まれば、労働力の確保と雇用の問題が発生します。

愛知県の農業の動きをみると、基幹的農業従事者の60歳以上の比率が1995年では58.2%でしたが、2015年は75.1%です。基幹的農業従事者数も1995年には8万4,000人余り、2015年には5万5,000人余りで、2万9,000人減り、減少率34%となってい

ます。それと一番働く世代40歳~59歳の世代を見ると、1995年では32.1%の割合でしたが、2015年は19.5%と減っており、減った分は60歳以上の割合が増加する構図になっています。それから15歳~39歳までは、1995年では9.7%が、2015年では5.4%というような状況に動いてきており、全国もそうですが、愛知も農業に対する雇用労働力の対策は必須であります。

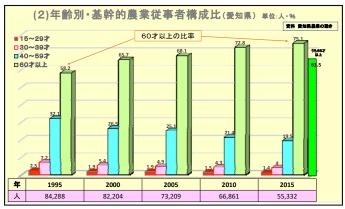


図8 年齢別·基幹的農業従業者構成比(愛知県)

6. 外国人技能実習生の受入と課題について

今回、外国人技能実習制度が改正されます。この 制度のより適正化を図るためには、国内の監理団体、 実習実施者(受け入れ企業)だけ厳しく指導・監督・ 監査するだけでなく、海外の送り出し機関の体制も 相手国の法制度の中で適正な指導・監督・監査が必 要であると思っています。当組合では、最初の 1 ヶ 月間の座学が終わった後、作文を書かせますが、実 習生の作文の中身は、日本にお金を稼ぐために来た という内容が多く、技能実習制度とのギャップが非 常に大きく、これが失踪などの問題に発生していく 要素が非常に強いと感じています。技能実習制度の 趣旨は、開発途上国側は先進国の進んだ技能や技術 や知識を修得するニーズがあり、日本側は企業の進 出等もあって、諸外国の青壮年労働者を一定期間産 業界に受け入れて、各産業の技能等を修得してもら い、その相手国の経済発展を担う人材育成を目的と した国際協力・国際貢献をしていこうというもので す。だから、これに見合った形に、日本だけでなく て、相手国もその枠の中でやらないと、趣旨と技能 実習生の研修がなかなか合致しない。それで日本で 違反が出たら、監理団体、実習実施者(受け入れ企業)がペナルティになるということだけでは問題は 解決しないと思います。

平成28年度の不正行為について、法務省の入国管理局の資料より抜粋しました。不正行為をした機関が239あり、そのうち団体監理型の実習実施者(受け入れ企業)が202であるなど、全体の85%が中小企業ということになってきます。中身について、一番多いのが賃金等の不払いで121件あります。実習生はお金を稼ぎに来たという意識が強いと、ちょっとしたことがトラブルになります。当然実習実施者(受け入れ企業)は労働基準法等の、日本の法律を守り、技能実習生の研修を行う事は言うまでもありません。

(2) 平成28年度の「不正行為」実態 株成 (200年) 第459									
平成28年度の「不正行為	件数」								
類型	件数	類型	件数						
研修・技能実習計画との齟齬	38	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等	11						
名義貸し	51	の不履行」 不法就労者の雇用等	23						
偽造文書等の行使・提供 旅券・在留カードの取上げ	94	労働関係法令違反(賃金等の不払い を除く)	13						
	16	再度の不正行為	3						
賃金等の不払い	121	保証金等の徴収等	4						
人権を著しく侵害する行為	6	講習期間中の業務への従事	2						
実習実施機関における「不正行為の 報告不履行」・「実習継続不能時の報 告不履行」	1	ät	383						

図 9 平成 28 年度の「不正行為」実態

外国人技能実習生の受け入れと課題についてお話 しします。

(3) 外国人技能実習生の受入れと課題

- ① なぜ違反があとをたたないか 趣旨に合った制度にする為には
- ② この制度の規制緩和の必要性
- ③ 農業の継続的発展と雇用労働者の確保
- ④ 農家から農業経営者としての事業展開とコンプライアンス体制の強化
- ⑤ 実習生の中途帰国・失踪が、なぜ発生するか 監理団体・受入れ企業だけの責任か
- ⑥ 実習生の健康管理とメンタルヘルスは重要
- ⑦ 管理団体の実習生受入講習・受入企業への、指導監査等の必要性はますます増加
- ⑧ 実習生の地域社会への順応・指導

図 10 外国人技能実習生の受入れと課題

①なぜ違反が後を絶たないか、これが本当に外国人技能実習生の研修に合った制度にするためにはなにが必要かということです。2017年11月からの法改正の中で、国と国との契約をベトナム、カンボジアと結んでいくということを聞いています。その契約の中で送り出し機関が技能実習生に研修の趣旨を理解させる事が重要であります。実習実施者(受け入れ企業)のほうも、推薦された人に対して面接して採用決定していきますが、相手国も法治国家であり、送り出し機関に対し、その役割と機能、法的責任を明確にしていく事が必要であると思います。

次に、外国人技能実習生の受入れと課題について お話しをします。

②の規制緩和の必要性についてですが、2017年11月に施行される制度では、これまで内容的には旧制度ではかなり違反が多いため、新制度では規制がかかると思いますが、国は農業を成長産業と捉え、農業の総合事業化を図り、農業所得の拡大を目的に6次産業化を進めています。農業にも先進技術が導入され、幅広い農業経営が展開されています。農業に対する技能実習制度もその研修内容業務範囲を見直す事も必要であると思っています。また、愛知県では、外国人の農業への就労解禁をする「農業特区」の検討を進めていますが、農業経営者が活用しやすい制度設計を願っています。

③農業の継続的発展と雇用労働力の確保については、全産業的に人手不足の中で景気が回復状況になると、求職者は製造業に流れ、農家は募集をかけても人が集まらない。肉体労働に加えて、期間限定で、作業時間が天候に左右される場合もあり、農業は稼ぎにくい職種として敬遠されます。いずれにしても、経済が発展すればするほど企業的に農業をやろう、雇用して農業をやろうという人たちには労働市場は厳しい状態ですから、こういう制度をどう活用するかが大事と思っています。大葉農家のように、企業的な農業で周年栽培に取り組み、規模を維持し発展させていくには労働力の確保は絶対条件です。コストの問題は当然発生しますが、これを企業経営者として乗り切ってもらう必要もあります。だから、こ

ういう技能実習制度は必要で、もっと有効に進めて いくことが必要と思っています。

④農家から農業経営者としての事業展開とコンプライアンス体制の強化であります。人を雇用するというのは、農家でも当然農業経営者になります。それを活用して最大限の成果・目的を達成していくので、特にコンプライアンス体制、日々の労働に対する労働基準法の制度をしっかり勉強して守ってもらうことが大事と思っています。

⑤実習生の中途帰国、失踪がなぜ発生するか。これは監理団体、実習実施者(受け入れ企業)だけの責任なのかということがあります。特に失踪については、技能実習生を保護する立場から、現状では無条件に監理団体や実習実施者(受け入れ企業)にペナルティがきます。監督官庁は監理団体、実習実施者(受け入れ企業)がいくら法律を守っていても、失踪が起こる可能性がある事を理解頂き、失踪が起きた場合は当事者から内容を聞き取り、ペナルティの判断をしてほしいと思います。当然、実習実施者(受け入れ企業)については労働基準法を含めて国内の法律を守ってやっているというのが前提条件であります。

もう一つは、新制度で改善されたと聞きますが、 失踪した技能実習生が難民申請を出すと、それが受け入れられ、そうすると 6 カ月後に仕事に就いている状況にありました。考えてみると、留学生や技能 実習生は、相手の国が認可して日本に来るわけです。 そうした立場の人が失踪して、難民申請して受け入れられる制度に疑問符がついていましたが、2017 年 11 月より、技能実習生、留学生は難民申請を原則受けない事を明確にしたと聞いています。この事は改善されて非常によいと思っています。

⑥実習生の健康管理とメンタルヘルスは重要です。 出国時に健康管理を行います。また、日本でも講習 期間中に必ず健康診断を行います。遠くの国から来 て、一緒に働く職場のトラブル、あるいはそのチー ムの中で同じ国の出身者がいなかったときの心細さ など、いろんなことがあります。しっかり研修をさ せて、しっかり成果も出していくには、健康管理と 心の管理を実習実施者(受け入れ企業)がしっかり 見ることが必要と思います。

⑦監理団体の実習生の受け入れ講習、実習実施者 (受け入れ企業) への指導監査等の必要性はますます増加すると思います。この制度の変更点の一つは、 監理団体の役員に外部役員及び外部監査人を入れる 事が義務づけられました。監理団体の組合員に対する指導はますます重要になってきます。

⑧地域社会との共生と言う点で、地域住民とトラブルが発生するのが、ゴミ出しです。相手国では日本ほどゴミの分別はされていません。やはりこういうところから地域住民とトラブルになることが多く、講習期間の中で地域社会へ順応させていく講習もしっかり教えていく必要があります。

いずれにしても、産地を維持・拡大し、雇用を必要とする企業的農家にとっては、この技能実習制度は外国人技能実習生の研修と言う趣旨ではありますが、必要な制度であります。技能実習生も日本に来てよかった、実習実施者(受け入れ企業)も、規模を拡大しながら成果を上げられてよかったという制度にしていかなければいけないと思っています。

質問 1 非常にいろんな課題をご指摘いただきましたが、どういったところからとりかかっていけばいいでしょうか。

回答1 基本は、これは監理団体も実習実施者(受け入れ企業)もそうですが、研修制度といえども労働をしながら研修をするわけですので、当然法律を守ることです。必要なのは、受け入れをしたところの監理団体が、その研修計画の中でしっかり研修をしていくことです。それから、実際の研修に入りますと、どの監理団体も月に1回は指導監査で回ります。それから、3カ月に1回は、その監理組合の役員が監査をして、報告をしていく義務があります。そういう中で実習実施者(受け入れ企業)や実習生が悩んでいること、課題というものを率直に解決していくことが必要と思っています。

質問2 技能実習制度の見直しが今年の11月からされるということで、特に監理団体は許可制、実習実施者(受け入れ企業)は届出制、技能実習計画は認定制と変わっていく話でしたが、(協)ティー・エー・エスでは、具体的にこのような対応をしていくということはありましたか。また実際に実習を実施する農家の方で具体的に今後何かしていくことはありますか。

回答2 法律が変わり、監理団体として国の許可を得るため現在書類を申請しています。申請の結果については2017年11月に認可され、それに基づいて私たちは行動していくことになります。また、実習実施者(受け入れ企業)の届出についてはこれからです。その中身については監理団体と実習実施者(受け入れ企業)が協力して、技能実習生の実習実施計画書を作成し、国にこの届出を行います。